

岐阜県公報

目次

公安委員会告示

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程

(交通企画課)

ページ

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程を次のように定める。

平成二十五年三月一日

岐阜県公安委員会

委員長 石井成一

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「法」という。）に基づく行政処分の公表に必要事項を定めるものとする。

（公表の対象とする行政処分）

第二条 公表の対象とする行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次のとおりとする。

- 一 法第七条第一項の規定による認定の取消し
 - 二 法第二十二條第一項又は第二十五條第二項第一号の規定による指示
 - 三 法第二十三條第一項又は第二十五條第二項第二号の規定による営業停止命令
 - 四 法第二十四條第一項又は第二十五條第二項第三号の規定による営業廃止命令
- 2 前項の規定にかかわらず、法第七条第二項、第二十三條第三項若しくは第二十四條第二項の同意若しくは法第二十三條第二項の規定による要請に際して国土交通大臣が

ら当該公表対象処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合又は当該公表対象処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合には、公表しないものとする。

(公表の内容)

第三条 公表の内容は、処分を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

- 一 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年 国家公安委員会規則第十一号）第五条に規定する認定証の番号
- 二 自動車運転代行業者の名称又は記号
- 三 主たる営業所が所在する市町村の名称
- 四 処分年月日
- 五 処分内容
- 六 処分理由
- 七 根拠法令
- 八 処分を行った都道府県公安委員会

(公表の方法)

第四条 岐阜県警察本部交通部企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、岐阜県公安委員会が公表対象処分を行ったときは、自動車運転代行業行政処分票（別記様式。以下「行政処分票」という。）を作成するものとする。

2 交通企画課長は、公表するときは、岐阜県警察のホームページに行政処分票を掲載することにより行うものとする。

(他の都道府県公安委員会への通知等)

第五条 交通企画課長は、岐阜県公安委員会が公表対象処分を行った場合において、処分を受けた者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が他の都道府県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、行政処分票の写しを送付するものとする。

2 交通企画課長は、他の都道府県公安委員会から公表対象処分の通報を受けた場合は、行政処分票を作成するとともに、前条第二項に規定する方法により公表を行うものとする。

(公表の期間)

第六条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して二年を経過する日までとする。

附 則

この規程は、平成二十五年三月十五日から施行する。

別記様式 (第4条関係)

自動車運転代行業行政処分票

被処分者	認定証番号	公安委員会 第	号
	自動車運転代行業者の 自 動 車 種 又 は 記 業 者 号		
主たる営業所が所在する市町村			
処 分 年 月 日		年 月 日	
処 分 内 容			
処 分 理 由			
根 拠 法 令			
処分を行った公安委員会		公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令等の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。
 注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。

平成二十五年三月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社